

防衛医科大学校達第5号

技官候補看護学生服装規則を次のように定める。

平成26年4月1日

防衛医科大学校長 三 浦 総一郎

技官候補看護学生服装規則

改正 令和 2年 3月30日達第 6号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校の看護学科学生のうち技官候補看護学生（以下「学生」という。）の服装の着用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(制服等の着用心得)

第2条 学生は、この達の定めるところに従い、服装及び容儀を端正にし、学生としての規律と品位を保つように務めなければならない。

(服装の区分)

第3条 学生の服装の区分は、常装及び実習服装とし、常装については、別表第1のとおりとし、実習服装については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 白衣（男子用、女子用）
- (2) 実習用上衣
- (3) 実習用ズボン
- (4) 白靴下
- (5) 実習用靴

(着用時期)

第4条 学生は、勤務時間中（教育訓練及び学校行事等のため、教官等から服装の指示を受けた時間を除く。）及びこれに準ずる時間は常装又は実習服装を着用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生は、通勤及び外出時は校内において私服を着用することができる。私服着用においては、学生としての品位を保つように努めるものとする。
- 3 常装（夏服）は6月1日から9月30日までの期間、常装（冬服）は10月1日から翌年5月31日までの期間それぞれ着用するものとする。ただし、学生部長は気候、勤務場所その他の状況にかんがみ特に必要があると認める場合には別段の定めをすることができる。

(氏名札)

第5条 学生は、学生部長の定めるところにより、氏名札を着用するものとする。

(被服等の記名)

第6条 学生は、被服等に記名しなければならない。

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、服装等に関し必要な事項は、学生部長が定める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する

別表第1（第3条関係）

1 常装（男子冬服）

上衣	地質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	えり	テーラードカラーとする。
		前面	中央に濃紺色のボタン2個を1行につける。腰部の左右に各1個のふたつき隠しポケットをつける。
		そで	長そでとし濃紺色のボタン4個をつける。
	形状は、図のとおりとする。		
ズボン	地質	上衣と同じとする。	
	製式	ストレートズボンとする。前面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。	
		形状は、図のとおりとする。	
ワイシャツ	地質	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
ネクタイ	地質	濃紺色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
き章 (襟章)	附図のとおりとする。		

2 常装（女子冬服）

上衣及びベスト	地質	上衣	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。		
		ベスト	ブレザーと同じとする。		
	製式	上衣	えり	テーラードカラーとする。	
			前面	中央に濃紺色のボタン2個を1行につける。腰部の左右に各1個のふたつき隠しポケットをつける。	
			そで	長そでとし濃紺色のボタン3個をつける。	
				形状は、図のとおりとする。	
	ベスト	中央に濃紺色のボタン3個を1行につける。胸部の左に隠しポケット1個をつける。			
		形状は、図のとおりとする。			
スカート	地質	上衣と同じとする。			
	製式	セミタイトスカートとする。前面中央に片ひだをとる。後ろ面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。			
形状は、図のとおりとする。					
ズボン	地質	上衣と同じとする。			
	製式	ストレートズボンとする。前面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。			
形状は、図のとおりとする。					
ブラウス	地質	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。			
短靴	黒色の革製とする。				
き章 (襟章)	附図のとおりとする。				

3 常装（男子夏服）

ズボン	地 質	上衣と同じとする。
	製 式	ストレートズボンとする。前面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。
半そでワイシャツ	地 質	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
短 靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。	

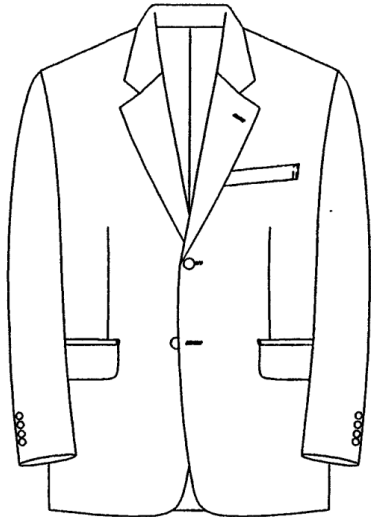
4 常装（女子夏服）

夏スカート	地 質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製 式	セミタイトスカートとする。後面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。
ズボン	地 質	上衣と同じとする。
	製 式	ストレートズボンとする。前面中央をあけ、ファスナー及びかぎホックで留める。 形状は、図のとおりとする。
半そでブラウス	地 質	白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
短 靴	黒色の革製とする。	

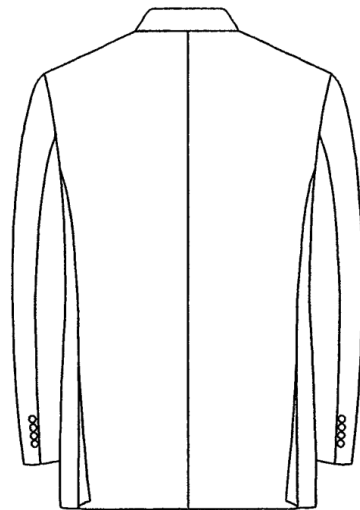
図

上 衣 (男子冬服)

(前 面)

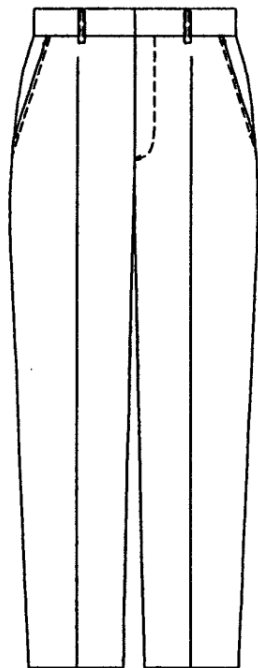


(後 面)

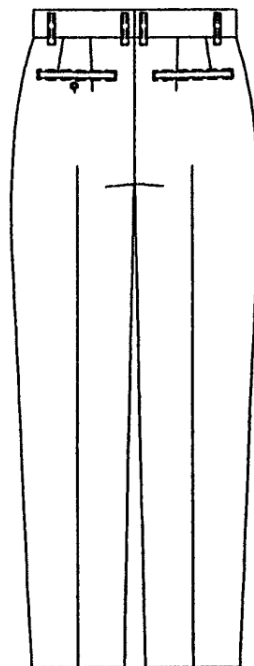


ズボン (男子冬服)

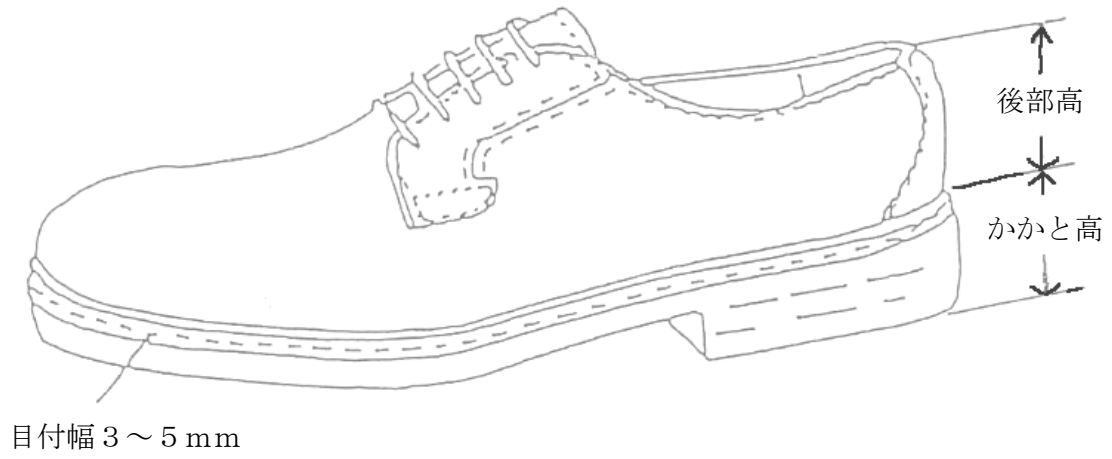
(前 面)



(後 面)



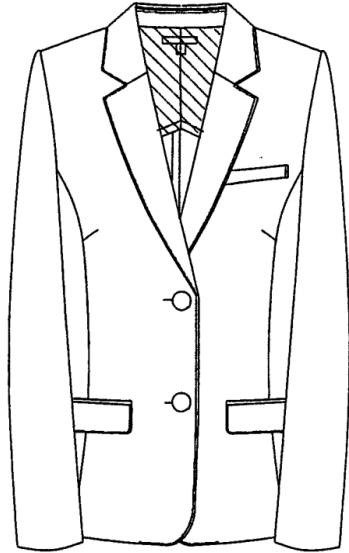
短靴



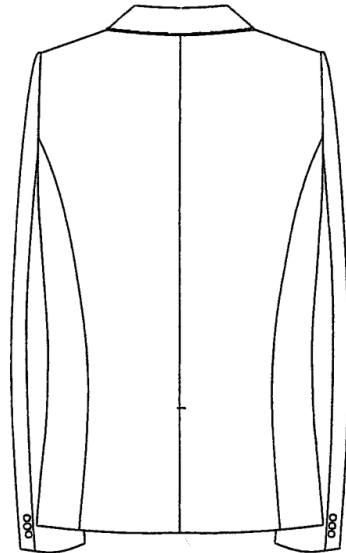
備考：図の形状は標準を示す。

上衣 (女子冬服)

(前 面)

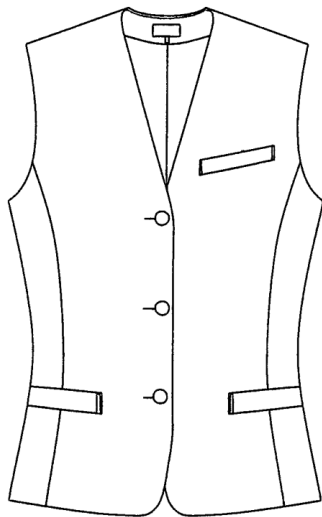


(後 面)

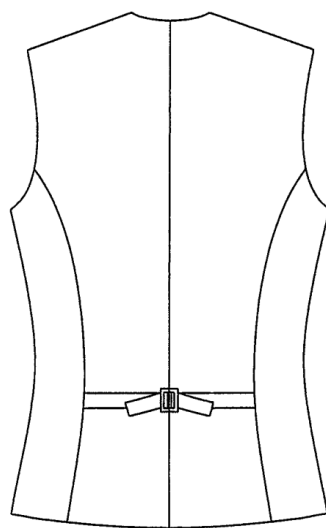


ベスト (女子冬)

(前 面)

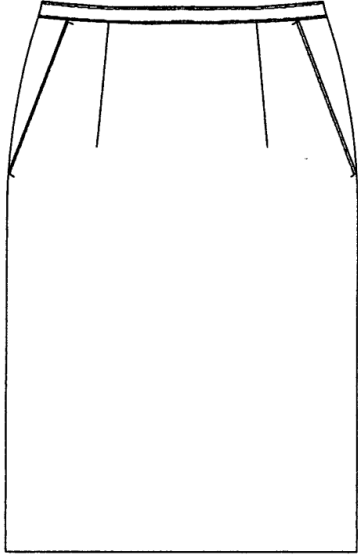


(後 面)

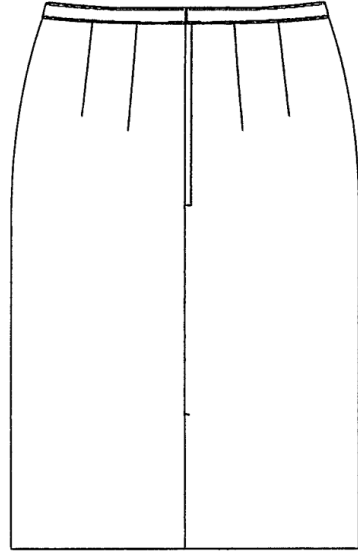


スカート (女子冬服)

(前 面)

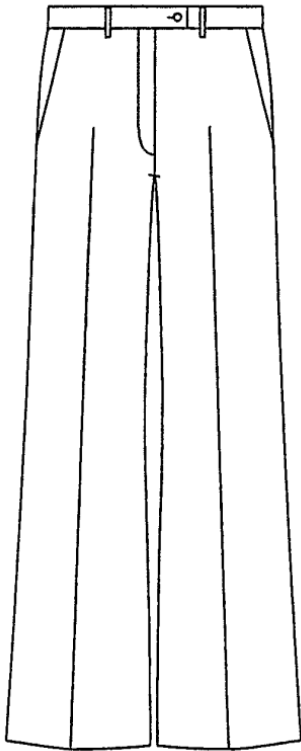


(後 面)

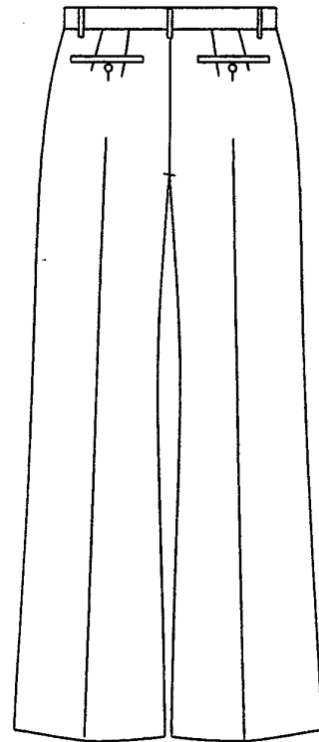


ズボン (女子冬)

(前 面)

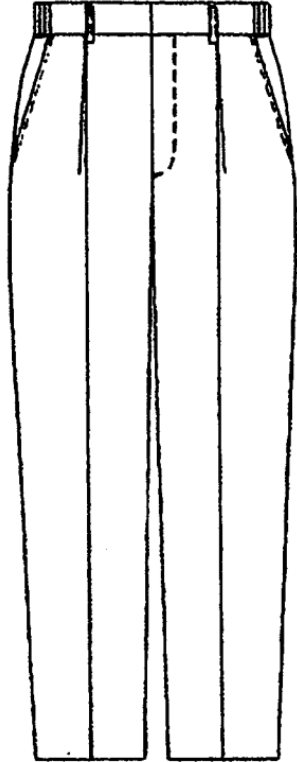


(後 面)

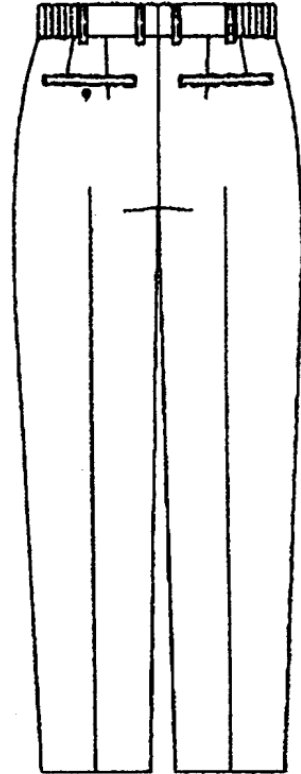


ズボン (男子夏服)

(前 面)

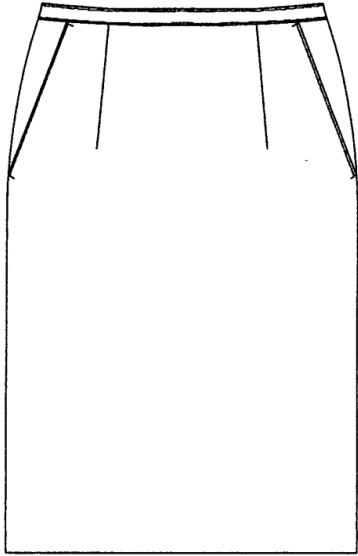


(後 面)

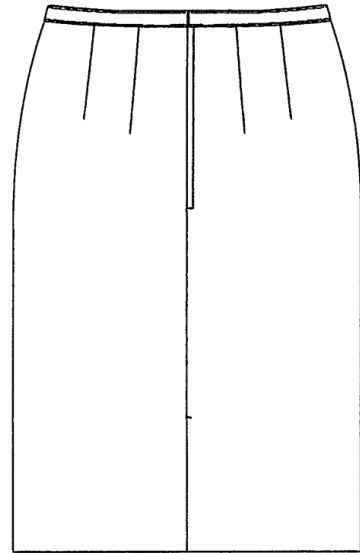


スカート (女子夏服)

(前 面)

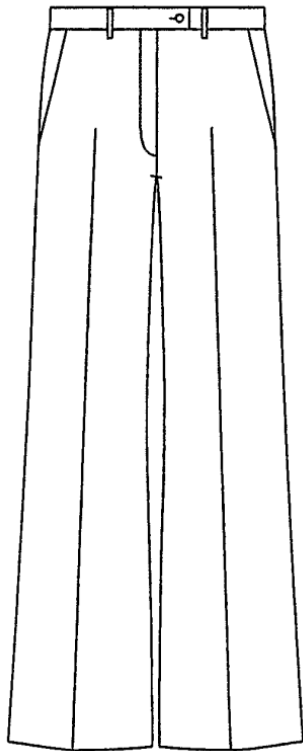


(後 面)

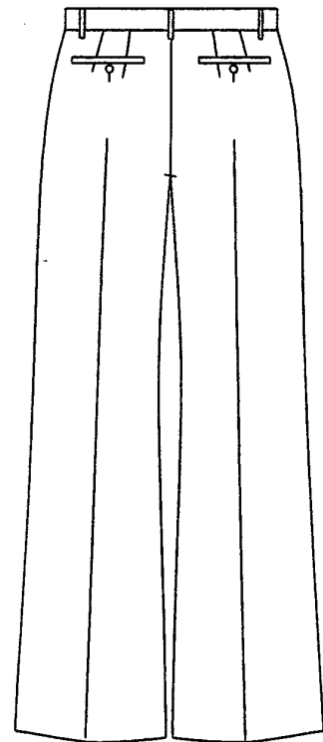


ズボン (女子夏)

(前 面)



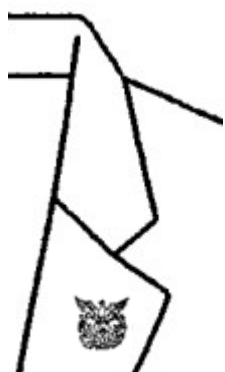
(後 面)



附 図

き章(襟章)の着用要領

- 1 常装（男子冬服）上衣
左襟（フラワーホール）に着用
（中心はフラワーホールの外側から右 2 mm の位置）



- 2 常装（女子冬服）上衣
左襟に着用
（中心は下襟の端を基準に右 30 mm、下 10 mm の位置）

